

電波法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）

改 正 案	現 行
（伝搬障害防止区域を表示した図面の縦覧） 第九条 法第百二条の二第三項の図面は、縮尺一万分の一の地図（その縮尺のものが刊行されていない地域については、現に刊行されているその縮尺未満のもので最大縮尺のもの）で精度の高いものによるものとし、その図面には、伝搬障害防止区域を表示するために薄緑色の着色を施すものとする。	（伝搬障害防止区域を表示する図面） 第九条 法第百二条の二第三項の図面は、総務省総合通信基盤局の事務所、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下この項において同じ。）の事務所並びに伝搬障害防止区域の全部又は一部をその管轄区域に含む都道府県（道にあつては、その支庁を含む。以下この項において同じ。）及び市町村（建築主事を置く市町村に限る。以下この項において同じ。）の事務所に備え付けるものとし、総務省総合通信基盤局の事務所に備え付けるべきものは、すべての伝搬障害防止区域に関するもの、総合通信局、都道府県及び市町村の事務所に備え付けるべきものは、それぞれ、その管轄区域に係る伝搬障害防止区域に関するものとする。
2 法第百二条の二第三項の縦覧は、総務省総合通信基盤局の事務所においては全ての伝搬障害防止区域を表示した図面について行い、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の事務所においてはその管轄区域に係る伝搬障害防止区域を表示した図面について行うものとする。	2 前項の図面は、縮尺一万分の一の地図（その縮尺のものが刊行されていない地域については、現に刊行されているその縮尺未満のもので最大縮尺のもの）で精度の高いものによるものとし、その図面には、伝搬障害防止区域を表示するために薄緑色の着色を施すものとする。

（傍線部分は改正部分）